

収支報告書

(その1)

(*受付印)



2023 年分

※該当箇所に☑してください。

(ふりがな) にっほんいしんのかいしゅうぎいんがくわいひんたいひつせんきょくしよぶ

1 政治団体の名称 日本維新の会衆議院神奈川県第19選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 川崎市宮前区小台2-6-2 2F

3 代表者の氏名 添田 勝

4 会計責任者の氏名 奥山 昌文

事務担当者の氏名 美谷島 文彦

連絡先 (電話番号) 044 - 862 - 8677

政治団体の区分

政党の支部
 その他の政治団体(後援会等)
 その他の政治団体の支部
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

全国(2都道府県以上) 神奈川県内

資金管理団体の指定の有無

有
 無

※以下 指定「有」の場合のみ記入
 公職の種類

(現職・候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 添田 勝

公職の種類 衆議院議員

(現職・候補者等)

*この部分は何も記入しないでください。

	受理台帳番号	団体コード	受付者	区分	処理
*	<u>298</u>	<u>10496</u>	<u>沼</u>	<u>NGK</u>	

(※)資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
 年 月 日まで

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

2023年 10月 19日から
 2023年 12月 31日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分 (右のいずれかを○で囲む)		個人・法人その他の団体 <u>政治団体</u>		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
01	そえだ勝後援会	1 5 0 0 0 0 0	2023・12・26	川崎市宮前区小台2-6-2 2F	添田勝	
02	そえだ勝後援会	2 7 5 0 0	2023・10・24	川崎市宮前区小台2-6-2 2F	添田勝	事務所無償提供
03	そえだ勝後援会	2 7 5 0 0	2023・11・20	川崎市宮前区小台2-6-2 2F	添田勝	事務所無償提供
04	そえだ勝後援会	2 7 5 0 0	2023・12・22	川崎市宮前区小台2-6-2 2F	添田勝	事務所無償提供
05						
06						
07						
08						
09						
10						
11						
12						
このページの小計		1 5 8 2 5 0 0				
その他の寄附						
合 計		1 5 8 2 5 0 0				

- 注1 寄附者の区分は、「個人・法人その他の団体・政治団体」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。
 2 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載し、5万円以下の寄附は一括して記載してください。
 3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記入してください。

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				金額							備考					
											うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出					
項目																
ア 経 常 経 費	1 人件費	01														
	2 光熱水費	02														
	3 備品・消耗品費	03														
	4 事務所費	04														
	小計(1+2+3+4)	05														
イ 政 治 活 動 費	5 組織活動費	06														
	6 選挙関係費	07														
	7 機関紙誌の発行 その他の事業費の計	08					1	1	9	3	2	0				
	(1) 機関紙誌の発行事業費	09					1	1	9	3	2	0				
	(2) 宣伝事業費	10														
	(3) 政治資金パーティー開催事業費	11														
	(4) その他の事業費	12														
	8 調査研究費	13														
	9 寄附・交付金	14														
	10 その他の経費	15						8	2	5	0	0				
	小計(5+6+7+8+9+10)	16					2	0	1	8	2	0				
	合計(ア+イ)	17					2	0	1	8	2	0				

注 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)の内訳が必要です。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分(下のいずれかを○で囲む)					細目別区分	
		組織活動費 政治資金 寄附・交付金	選挙関係費 パーティー開催事業費 その他の経費	<input checked="" type="radio"/> 機関紙誌の発行事業費 その他の事業費	宣伝事業費 調査研究費			機関紙印刷代
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考			
01 機関紙印刷代金	119320	2024.12.3	株式会社プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1				
02		..						
03		..						
04		..						
05		..						
06		..						
07		..						
08		..						
09		..						
10		..						
11		..						
12		..						
このページの小計	119320							
その他の支出								
合計	119320							

注1 項目別区分は、いずれかを○で囲んでください。

2 細目ごとに、それぞれ別の用紙を使用してください。

3 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

4 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページのみ記入してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分(下のいずれかを○で囲む)				細目別区分	
		組織活動費 政治資金 寄附・交付金	選挙関係費 パーティー開催事業費 その他の経費	機関紙誌の発行事業費 その他の事業費	宣伝事業費 調査研究費	その他の経費 (金銭以外による寄付相当分)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
01		・	・				
02		・	・				
03		・	・				
04		・	・				
05		・	・				
06		・	・				
07		・	・				
08		・	・				
09		・	・				
10		・	・				
11		・	・				
12		・	・				
このページの小計							
その他の支出			8	2	5	0	0
合計			8	2	5	0	0

- 注1 項目別区分は、いずれかを○で囲んでください。
 2 細目ごとに、それぞれ別の用紙を使用してください。
 3 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
 4 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記入してください。

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
02	イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
06	カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
07	キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
08	ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。

2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

宣 誓 書

(その20)

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2024年 1月

24
29日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院神奈川県第19選挙区支部

会計責任者の氏名

奥山 昌文



(氏名を記入し押印するか、又は会計責任者本人が署名してください。)

<解散の場合のみ>

代表者の氏名



(氏名を記入し押印するか、又は代表者本人が署名してください。)

令和6年1月24日

日本維新の会衆議院神奈川県第19選挙区支部
支部長 添田 勝 殿

登録政治資金監査人
登録番号 第2367号

庄嶋弘介

研修完了年月日 平成21年7月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院神奈川県第19選挙区支部の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院神奈川県第19選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院神奈川県第19選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会衆議院神奈川県第19選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である